

○えびの市建設産業技術者等資格取得支援事業補助金交付要綱

令和2年3月18日
えびの市告示第23号

改正 令和4年3月28日告示第31号 令和6年3月25日告示第50号

(趣旨)

第1条 この告示は、建設産業従事者の資格取得に取り組むえびの市内の建設業者等を支援することで、本市の社会インフラの整備補修に携わる技術者等の技術力の向上及び担い手育成を図ることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付について、えびの市補助金等交付規則（昭和51年えびの市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、えびの市内に主たる営業所（本店）を有し、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可並びに測量、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント及び建築設計業者の登録を有するもので、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する会社及び個人
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合
- (3) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第2章の2の規定に基づく協業組合

2 補助対象者の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合、この補助金を交付しない。

3 補助対象者について、市税に未納がある場合、この補助金を交付しない。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助金の交付の対象経費並びにこれに対する補助率及び補助金額は、次のとおりとする。消費税及び地方消費税は対象外とする。

補助対象経費	補助率及び補助金額
技術者等（別途交付申請要領等で定める年度（以下「対象年度」という。）の常勤の事業主、役員及び従業員）が別表に掲げる資格を取得するために補助対象者が負担した次に掲げる経費	補助率 2分の1以内
(1) 対象年度の4月1日から翌年1月末日までに受験した資格試験の受験手数料又は同期間に修了した登録基幹技能者の講習受講料（宿	補助金 技術者等1人当たり50,000円以内（1,000円未満は切り捨てる。）とし、1補助対象者当たり申

泊費、食糧費、旅費及び口座振込手数料等を除く。)

(2) 対象年度の前年度の4月1日から対象年度の2月末日までに受講した講座受講料(受講に必須の教材費を含む。宿泊費、食糧費、旅費及び口座振込手数料等を除く。)。ただし、(1)の受験又は講習のために受講したものに限る。

請は1名までとする。ただし、当該技術者等に女性を含む場合2名までとする。

2 補助対象経費について、他の補助金等の交付を受ける場合は、補助対象外とする。
(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請を行う者(以下「申請者」という。)は、対象年度の1月末日までに、えびの市建設産業技術者等資格取得支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。ただし、指名競争入札参加資格審査申請書を提出している場合は第2号の提出は必要ない。

- (1) えびの市建設産業技術者等資格取得支援事業補助金実施計画書(別記様式第2号)
- (2) 事業主及び役員等一覧兼同意書(別記様式第3号)
- (3) 受験、講習又は講座内容、日程及び金額等が確認できる書類の写し
- (4) 対象年度の4月1日以降の納税証明書(市税に未納がないことの証明)
- (5) 受験者の常勤性が確認できる書類(社会保険被保険者証の写し等)

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、適当と認めるときは速やかに補助金の交付決定をするものとする。この場合において、市長は、申請者にえびの市建設産業技術者等資格取得支援事業補助金交付決定通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(交付決定の取消等)

第6条 市長は、補助金交付決定を受けた者が補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(実施計画書の変更等)

第7条 申請者は、第5条で通知した交付決定額の2割を超える減額が生じることとなった場合は、遅滞なくえびの市建設産業技術者等資格取得支援事業補助金実施計画書変更申請書(別記様式第5号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 申請者は、事業が完了したときは、えびの市建設産業技術者等資格取得支援事業補助金実績報告書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 資格試験手数料及び講習又は講座受講料の支払が確認できる書類
- (2) 実施計画書に記載していない受験者の場合は、受験者又は受講者の常勤性が確認できる書類（社会保険被保険者証等）
- (3) 前号に掲げる書類の宛名が受験者又は受講者本人となっている場合は、申請者が補助経費に係る支出をしたことを証する書類の写し。ただし、受験者又は受講者が一部負担した場合は、申請者の負担額が確認できる書類の写しを全て提出しなければならない。
- (4) 試験に合格した場合は、合格したことを証する書類の写し

2 実績報告は、受験者全員の合格発表日から起算して20日を経過した日又は交付決定のあった年度の2月15日のいずれか早い期日までに行わなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査を行った結果を、えびの市建設産業技術者等資格取得支援事業補助金確定通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の支払等）

第10条 補助金は、第9条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助金交付決定を受けた者は、前項の規定による補助金の支払を受けようとするときは、えびの市建設産業技術者等資格取得支援事業補助金請求書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（書類の保管）

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る収支を明らかにするため、規則第23条で定める帳簿等を整備し、同条の規定により、適正に保存しなければならない。

（委任）

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日告示第31号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象資格等一覧

施工管理技士（技術検定）
建築士（建築士試験）
技術士（技術士試験）
電気工事士（電気工事士試験）
電気主任技術者（電気主任技術者国家試験）
電気通信主任技術者（電気通信主任技術者試験）
給水装置工事主任技術者（給水装置工事主任技術者試験）
消防設備士（消防設備士試験）
技能士（建設工事に関連するものに限る。）
登録基幹技能者
測量士・測量士補（測量士・測量士補国家試験）
不動産鑑定士
土地家屋調査士
シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）
コンクリート診断士
舗装施工管理技術者
舗装診断士
地質調査技士
地質情報管理士
構造物診断士
河川点検士
地籍主任調査員
第1種・第2種冷媒フロン類取技術者
溶融亜鉛めっき高力ボルト接合施工技術者
溶接管理技術士（ウエス）
下水道排水設備工事責任技術者
下水道技術検定
写真測量A過程
D J I C A M P（ドローン）
浄化槽管理士試験 ※講習のみは対象外
浄化槽設備士試験 ※講習のみは対象外
ドローン検定
道守養成講座
建設業経理士検定（1級・2級）
補償業務管理士
第2種交通信号工事士
構造物の補修・補強技士試験

附 則（令和6年3月25日告示第50号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

えびの市建設産業技術者等資格取得支援事業補助金交付申請書
[別紙参照]

様式第2号（第4条関係）

えびの市建設産業技術者等資格取得支援事業補助金実施計画書
[別紙参照]

様式第3号（第4条関係）

事業主及び役員等一覧兼同意書
[別紙参照]

様式第4号（第5条関係）

）えびの市建設産業技術者等資格取得支援事業補助金交付決定通知書
[別紙参照]

様式第5号（第7条関係）

えびの市建設産業技術者等資格取得支援事業補助金実施計画書変更申請書
[別紙参照]

様式第6号（第8条関係）

えびの市建設産業技術者等資格取得支援事業補助金実績報告書
[別紙参照]

様式第7号（第9条関係）

えびの市建設産業技術者等資格取得支援事業補助金確定通知書
[別紙参照]

様式第8号（第10条関係）

えびの市建設産業技術者等資格取得支援事業補助金請求書
[別紙参照]